

## 2023 年度版『民法教材』補足資料

令和 4 年 12 月 10 日に成立した「民法の一部を改正する法律」が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、民法教材に補足・修正が必要となっております。

### ■令和 6 年 4 月 1 日改正民法施行に伴う民法問題集 (02-MP23) の補足・修正箇所

補足・修正箇所	現 行	補足・修正後
No.389 ウ 解説 (修正)	ウ 妥当である。判例(最判昭 41.2.15)のとおりである。	ウ <u>妥当でない</u> 。従来、判例は、婚姻前に既に内縁関係にあり、内縁成立後 200 日を経過している場合であっても、婚姻成立後 200 日以内に出生した子については、嫡出子としての推定を受けないことから、父が子の嫡出性を争う場合には、親子関係不存在確認の訴えによるとしていた(最判昭 41.2.15)。改正法(令和 6 年 4 月 1 施行)では、「妻が婚姻中に懷胎した子は、当該婚姻における夫の子と推定する。 <u>女が婚姻前に懷胎した子であって、婚姻が成立した後に生まれたものも、同様とする。</u> 」(772 条 1 項)とされ、妻が婚姻前に懷胎した子についても、嫡出子として推定されることとなった。改正法の下では、父子関係を争う方法は、親子関係不存在確認の訴えではなく、嫡出否認の訴え(774 条)によることとなる。
No.390 ア 解説 (補足)	ア 妥当である。判例(大判昭 15.1.23)のとおりである。	ア <u>妥当である</u> 。判例(大判昭 15.1.23)のとおりである。なお、改正法(令和 6 年 4 月 1 施行)では、「妻が婚姻中に懷胎した子は、当該婚姻における夫の子と推定する。 <u>女が婚姻前に懷胎した子であって、婚姻が成立した後に生まれたものも、同様とする。</u> 」(772 条 1 項)とされた。妻が婚姻前に懷胎した子についても、嫡出子として推定されることとなったため、婚姻成立後に出生した子は、出生と同時に当然に嫡出子たる身分を取得する。
No.391 ア 解説 (補足)	ア <u>妥当でない</u> 。判例(大判昭 15.1.23)は、 <u>内縁中に懷胎し、適法に婚姻した後に出生した子は、婚姻届出と出生との間に 200 日の期間がなくとも、出生と同時に当然に嫡出子たる身分を取得する</u> としている。したがって、父の認知がなくても嫡出子の身分を取得する。	ア <u>妥当でない</u> 。判例(大判昭 15.1.23)は、 <u>内縁中に懷胎し、適法に婚姻した後に出生した子は、婚姻届出と出生との間に 200 日の期間がなくとも、出生と同時に当然に嫡出子たる身分を取得する</u> としている。したがって、父の認知がなくても嫡出子の身分を取得する。なお、改正法(令和 6 年 4 月 1 施行)では、「妻が婚姻中に懷胎した子は、当該婚姻における夫の子と推定する。 <u>女が婚姻前に懷胎した子であって、婚姻が成立した後に生まれたものも、同様とする。</u> 」(772 条 1 項)とされた。妻が婚姻前に懷胎した子についても、嫡出子として推定されることとなったため、婚姻成立後に出生した子は、出生と同時に当然に嫡出子たる身分を取得する。
No.391 ア 解説の脚注 5 行目以下 (修正)	ただし、内縁関係が先行している場合であっても、「婚姻成立後 200 日以内」に生まれた子であることに変わりはなく、その地位は、 <u>推定されない嫡出子</u> にとどまる。したがって、父子関係を争う場合は、嫡出否認の訴えではなく、 <u>親子関係不存在確認の訴え</u> による。	ただし、内縁関係が先行している場合であっても、「婚姻成立後 200 日以内」に生まれた子であることに変わりはなく、その地位は、 <u>推定されない嫡出子</u> にとどまり、父子関係を争う場合は、親子関係不存在確認の訴えによるとされていた(最判昭 41.2.15)。改正法(令和 6 年 4 月 1 施行)では、「妻が婚姻中に懷胎した子は、当該婚姻における夫の子と推定する。 <u>女が婚姻前に懷胎した子であって、婚姻が成立した後に生まれたものも、</u>

		<p><u>同様とする。」</u>(772条1項)とされ、妻が婚姻前に懷胎した子についても、嫡出子として推定されることとなった。改正法の下では、父子関係を争う方法は、親子関係不存在確認の訴えではなく、嫡出否認の訴え(774条)によることとなる。</p>
--	--	--